

# 第5章

生物多様性

地域戦略



## 第1節 戦略策定の目的

---

本市は、美しく豊かな自然に囲まれた良好な自然景観に恵まれたまちです。この私たちの豊かな暮らしは、多様な生物とそのつながりである「生物多様性」に支えられています。

しかしながら、その「生物多様性」は、人間活動により世界的な悪化が続いており、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速すると言われていています。私たちには、ここにしかない優れた自然を守り、育てていく責務があります。

現在進行している生物多様性の損失には、高齢化や生活様式の変化による管理不足など、様々な社会課題が複雑に絡んでいるため、環境対策だけでは生物多様性の課題解決には至りません。

自然環境の維持のために労力や資金などを投じるだけでなく、自然の恵みを現代の生活に則した方法で活用しつつ、資源として利用することが持続可能な恵みの享受につながります。

## 第2節 計画の背景

---

1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）において、「自然資源の持続可能な利用」を行うための国際的な枠組みとして「生物多様性条約」が採択されました。

また、2010年に名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催され、生物多様性に関する新たな世界目標である戦略計画2011-2020が採択されました。この計画では、2050年までの長期目標と2020年までの短期目標が掲げられており、短期目標の達成に向けた具体的な行動目標（愛知目標）が設定されました。

さらに、2022年にカナダのモントリオールで開催されたCOP15において、愛知目標の後継となる「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この枠組では、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた世界目標が掲げられています。

国内では、生物多様性基本法が2008年に施行され、地方公共団体は、生物多様性地域戦略を定めるよう努めることとされています。曾於市（以下「本市」という）は、多彩で豊かな自然に恵まれ、農業と畜産が盛んで、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。本市のすばらしい自然環境の恵沢を将来の世代に継承し、環境へ負荷の少ない持続可能なまちづくりを推進していくため、2007年7月に「曾於市環境基本条例」を制定しました。2010年3月に「曾於市環境基本計画」（以下「前計画」という）を策定し、「人と豊かな自然が共生して 住みたくなるまち 曾於市」を本市の環境に関する将来像として掲げ、環境施策の推進に取り組んできました。

前計画策定以後、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs）の採択、国の第五次環境基本計画や地球温暖化対策計画の策定といった環境を取り巻く国内外の情勢に様々な変化が生じています。世界や国の動向、社会情勢の変化や前計画の総括などを踏まえ、本市の環境を保全し、将来の世代に引き継ぐ取組みを総合的かつ計画的に推進するため、今回、第2次曾於市環境基本計画（以下「本計画」という）へ改定しました。戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として策定します。

国の「生物多様性国家戦略2023-2030」及び、鹿児島県の「生物多様性鹿児島県戦略2024-2033」との整合を図るとともに、本市の「第2次曾於市環境基本計画」を補完する計画として位置づけます。

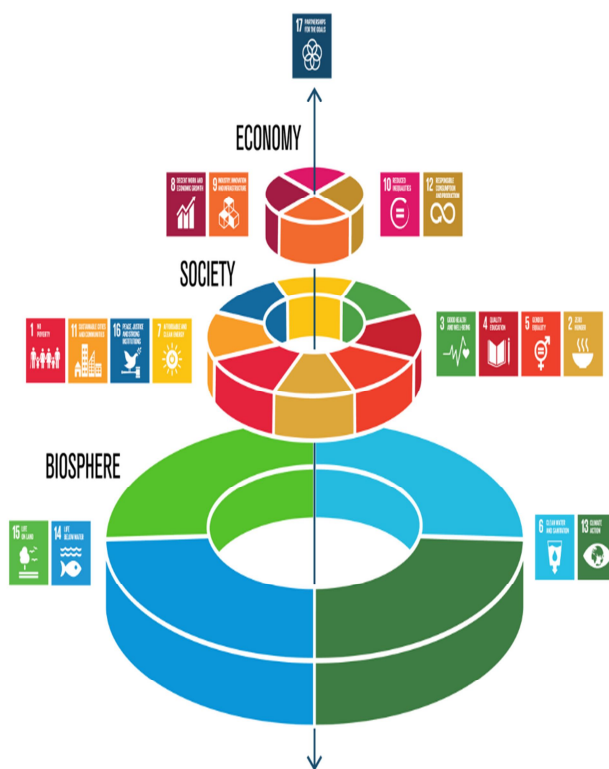
### 第3節 生物多様性の現況

本戦略は、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として策定します。

国の「生物多様性国家戦略 2023-2030」及び、鹿児島県の「生物多様性鹿児島県戦略 2024-2033」との整合を図るとともに、本市の「第2次曾於市環境基本計画」を補完する計画として位置づけます。

SDGsの根本的な目的は、全人類が将来にわたって豊かで安全に暮らすことです。その基盤となる「衣食住」を支えているのは生態系サービスであり、その持続可能性こそがSDGs達成の最重要テーマと言えます。

この構造を象徴するのが「SDGsウェディングケーキモデル」です。このモデルでは、経済や社会の目標は、土台となる「生物圏（自然環境）」が健全であって初めて成立するという階層構造が示されています。



(出典：Stockholm Resilience Centre)

## 第4節 計画の役割

### 1. 生物について

本市には、多様な生態系を基盤に、様々な生物が生息しています。特に、大淀川の源流や菱田川流域など、豊かな自然環境が、多様な植物や動物の生息を支えています。起伏の多い地形は、様々な生態系を形成し、多様な生物の生息を可能にしています。また、川や湖などの水資源は、魚類や水生植物の生育を助け、周辺の陸生生物にとっても重要な役割を果たしています。

そして、春には桜、夏には緑豊かな山々、秋には紅葉、冬には雪景色と、四季折々の自然が、生物たちの生活に影響を与えています。

本市は、自然豊かな環境と多様な生物が共存する、魅力的な地域です。その自然を大切に、生物多様性の保全に取り組むことが重要です。

### 2. 希少生物について

改定・鹿児島県の絶滅のおそれのある野生動植物、平成28年3月（以下「県RDB」という。）によると、本市の絶滅危惧Ⅱ類以上の動物の種類は29種となっています。

本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト（植物）

No.	種名	県カテゴリー	分布状況等
1	タキミシダ	絶滅危惧Ⅰ類	菱刈, 大口, 北永野, 財部, 屋久島
2	オオタニワタリ	絶滅危惧Ⅱ類	南九州
3	イワヤシダ	絶滅危惧Ⅱ類	出水, 鶴田, 薩摩, 入来, 末吉, 財部, 国分
4	イヨクジャク	絶滅危惧Ⅰ類	出水, 大口, 薩摩町, 財部, 末吉
5	ホオノキ	絶滅危惧Ⅱ類	紫尾山, 大口山地, 霧島山系, 末吉, 高隈演習林
6	コブシ	絶滅危惧Ⅱ類	大口, 霧島山系, 岩川, 末吉, 志布志, 大隅半島中部, 南限は垂水(岳野)
7	アオカズラ	絶滅危惧Ⅰ類	冠岳, 菱刈, えびの, 牧園, 重富, 鹿児島, 岩川, 垂水, 高隈演習林, 高隈山
8	シロボウエンゴサク	絶滅危惧Ⅰ類	栗野(勝栗神社), 吉松, 財部, 末吉
9	ハナガガシ	絶滅危惧Ⅱ類	県北部から中部(阿久根, 大口, 鶴田, 樋脇, 冠岳, 末吉, 始良, 蒲生, 祁答院, 志布志)
10	タカトウダイ	絶滅危惧Ⅱ類	大口, 財部, 末吉, 大根占。霧島山系からも分布が報告されている
11	ハクウンボク	絶滅危惧Ⅱ類	大口(奥十曾), 新川渓谷, 財部, 末吉, 大隅。霧島新湯からも報告されている
12	バイカアマチャ	絶滅危惧Ⅰ類	霧島御池(宮崎側), 新田山, 末吉, 志布志。県東北部に限られる
13	タニジャコウソウ	絶滅危惧Ⅱ類	霧島山系, 新川渓谷, 重富, 鹿児島(谷山)始良, 国分, 福山(白髪岳), 末吉, 高隈山

			系（南限）
14	バアソブ	絶滅危惧Ⅱ類	大口，吉松，末吉
15	ヤマトキソウ	絶滅危惧Ⅱ類	下甑島，紫尾山，大口，，樋脇，霧島山系，鹿児島，千貫平，財部，高隈山系，屋久島
16	クモラン	絶滅危惧Ⅰ類	東郷，大口，鹿児島，財部，奄美大島
17	オキチモズク	絶滅危惧Ⅰ類	鹿児島県本土（出水，南九州，鹿屋，曾於，垂水など） <input type="checkbox"/> 永良部島

本市に関する鹿児島県レッドデータブック記載種リスト（動物）

No.	種名	県カテゴリー	分布状況等
1	ノレンコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	吹上町，曾於市，志布志市に点在する凝灰岩洞窟や防空壕跡内， <input type="checkbox"/> 永良部島に生息する
2	ヤマコウモリ	絶滅危惧Ⅱ類	伊佐市徳辺の校内，さつま町虎居の屋内，国際大構内での採集，曾於市中岳では生息しており音声を記録している。
3	ホンドギツネ	絶滅危惧Ⅱ類	県内で広く分布し，南さつま，薩摩川内霧島，曾於の各市で目撃されるが，個体数は少ない。
4	ミゾゴイ	絶滅危惧Ⅰ類	出水市，鹿児島市，末吉，加世田，加治木，佐多，種子島，屋久島， <input type="checkbox"/> 之島，中之島，平島，悪石島，宝島奄美大島，喜界島，伊佐市，さつま町で記録がある。加世田の竹田神社にて繁殖の記録がある。
5	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	報告された記録は少ないが，以前は県本土各地に普通に見られた。伊佐市，出水市，霧島山，薩摩川内市，いちき串木野市，日置市，鹿児島市，指宿市，霧島市，曾於市，志布志市，鹿屋市，南大隅町（佐多大泊，1959年：南限）さらに種子島（1934年報告），屋久島（1928年）の記録もある
6	ミヤマセセリ	絶滅危惧Ⅱ類	県本土の低地から霧島山の高地まで記録地が散在するが，現在の生息地は，伊佐市，出水市，さつま町霧島市，始良市，曾於市，志布志市（松山尾野見；2004年・有明町蓬原：1955年，御在所岳：1976年），大崎町（籠谷；1982年）あたりに限られる。
7	ヒロクチカノコガイ	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方，大隅地方，奄美大島に分布する
8	シリプトゴマガイ	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩半島南部，大隅地方に分布する。鹿児島県は本種の分布の南限地となっている
9	タブキギセル	絶滅危惧Ⅱ類	大隅半島に分布する。本種は大隅半島の固有種である
10	ヒロクチコギセル	絶滅危惧Ⅱ類	薩摩地方，大隅地方，種子島，屋久島に分布する。屋久島は本種の分布の南限地となっている
11	オオスミウロコマイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	鹿児島県大隅半島，種子島に分布する。本種は鹿児島県の固有種である。

12	キリシママイマイ	絶滅危惧Ⅱ類	霧島地方や大隅地方に分布する
----	----------	--------	----------------

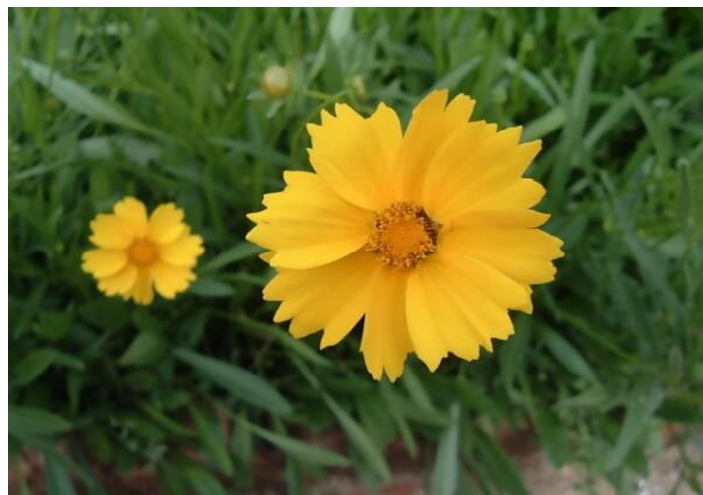
### 3. 外来種について

環境省は、愛知目標達成のために、特に生態系への影響が懸念される種を『我が国の生態系などに被害を及ぼすおそれのある外来種』として公表しています。

また、生物多様性、人身、農林水産業への影響が大きく、法に基づき規制や防除の対象に指定された種を特定外来生物といいます。現在、外来種の調査は十分に実施されておらず、全ての種を網羅できていない状況にあります。曾於市で確認されているのは、アカミミガメ、オオキンケイギクの2種です。



「アカミミガメ（引用 Wikipedia）」



「オオキンケイギク（引用 Wikipedia）」

## 第5節 施策の推進と主体の役割

### 1. 市の取組

#### ①有害鳥獣対策

有害鳥獣による農林業被害や生態系への影響を最小限に留めるため、有害鳥獣監視員を配置します。また、「曾於市鳥獣被害防止計画」に基づき、有害鳥獣捕獲を計画的に実施します。

農政課鳥獣対策係

#### ②外来生物対策

外来生物の適正な管理を図るため、生息状況の把握、適正な飼育や栽培方法の普及啓発に努めます。

市民環境課環境衛生係

#### ③環境や生き物にやさしい農業の推進

適正な施肥や農薬の使用の啓発に努め、環境保全型農業への転換を推進します。

農政課営農推進係

### 2. 市民の取組

①野生動植物の保全・保護活動へ参加し、野生動植物の保全・保護に努めましょう。

②日常生活の中で自然環境への配慮に努めましょう。

③外来生物の飼育や栽培を適正に行い、最後まで責任を持ちましょう。

### 3. 事業者の取組

①野生動植物の保全・保護活動への参加や支援を検討しましょう。

②事業の実施に当たっては、野生動植物の生息・生育環境への配慮に努めましょう。

③外来生物の適正な飼育や栽培方法について啓発に努めましょう。